

芦屋市立休日応急診療所の指定管理者の指定について

1 管理を行わせる施設

名 称 芦屋市立休日応急診療所

所在地 芦屋市公光町 5 番 1 3 号

2 指定管理者

名 称 一般社団法人芦屋市医師会

所在地 芦屋市公光町 5 番 2 1 号

代表者 会長 高 義雄

3 指定期間

平成 2 6 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで（5 年間）

4 指定管理者選定の理由

休日応急診療所の指定管理業務は医療に関する専門的な業務であるため、医療に対して豊富な知識と経験を持ち、地域に密着した医療活動を行って市民に信頼があり、既に平成 1 8 年度から休日応急診療所の指定管理者として実績のある一般社団法人芦屋市医師会を、引き続き公募によらない指定管理者の候補者としたもの。

芦屋市立休日応急診療所指定管理業務仕様書

1 管理する施設

- (1) 名称 芦屋市立休日応急診療所
- (2) 所在地 芦屋市公光町5番13号

2 診療日及び診療時間

日曜日，国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）の午前9時から午後5時までとする。

3 診療体制

- (1) 日曜日，国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末（12月29日）
医師1名，看護師1名，薬剤師1名，事務1名
- (2) 年末（12月30日から31日）及び年始（1月1日から3日まで）
医師2名，看護師2名，薬剤師3名，事務1名

4 指定管理者が行う業務の範囲の細目

- ① 管理者業務
- ② 応急診療（初療）業務（内科，小児科）
- ③ 看護業務
- ④ 調剤業務
- ⑤ 窓口業務（受付，会計）
- ⑥ 診療報酬請求業務
- ⑦ 使用料及び手数料収納業務
- ⑧ 施設・設備及び備品の日常管理業務
- ⑨ 医薬材料管理及び調達業務
- ⑩ ①～⑨の業務を行うために必要なその他の庶務

5 使用料及び手数料の収納業務について

診療所において診療を受ける者からは，下記により算定した額を使用料及び手数料として徴収する。

(1) 使用料

- ① 健康保険法（大正11年法律第70号）その他法令による療養の給付を受ける者及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療の給付を受ける者（同法に基づく基準の例によるとされる者を含む。）については，診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）により算定した額。
- ② ①に規定する者以外の者については，診療報酬の算定方法に定める点数表の

1点当たり単価15円（交通事故の場合20円）として算定した額

(2) 手数料

① 一般診断書（一通につき）	
ア 普通診断書	1,500円
イ 死亡診断書	2,000円
ウ その他診断書	1,500円
② 生命保険・年金関係診断書（一通につき）	3,000円
③ 自動車損害賠償責任保険関係診断書，明細書（一通につき）	3,000円
④ 証明書（一通につき）	1,000円

使用料及び手数料を徴収したときは，責任を持って保管し，芦屋市の定める納付書により診療日の翌日（その日が金融機関の休業日に当たるときは，その後の最初の金融機関の営業日）までに，市の指定する金融機関にこれを払い込む。

6 診療報酬請求業務について

- (1) 当該診療月の翌月の各診療報酬支払機関の請求書類提出日までに，診療報酬請求書等を作成し，請求する。
- (2) 診療報酬支払機関から診療報酬請求書等の返戻があった場合，再請求書類の作成・提出等適切な処理をする。

7 施設・設備及び備品の日常管理業務について

- (1) 施設・設備等の清掃及び管理
- (2) 備品の日常管理（備品の修理費用は市の負担とする。）

8 医薬材料管理及び調達業務について

薬剤師により調剤業務に必要な医薬材料の安全管理，衛生管理，在庫管理及び調達を行う。ただし，医薬材料費の支払いについては市の責任と費用において行う。

9 実績報告書の提出について

- (1) 診療終了後診療日ごとに診療日報を提出する。
- (2) 各診療月の翌月5日以内に使用料等収納事務実績報告書を提出する。
- (3) 各診療月の翌月10日以内に月別実績報告書を提出する。
- (4) 業務年度終了後60日以内に年間実績報告書を提出する。

10 下記の事故等が発生した場合は，速やかに報告する。

- (1) 診療業務によって発生した事故又は紛争
- (2) 施設・設備及び備品の破損又は故障
- (3) その他重要な事項

団 体 概 要

名 称	一般社団法人芦屋市医師会
所 在 地	芦屋市公光町5番21号
設 立 年 月 日	昭和22年12月22日
設 立 目 的	この法人は、医道の昂揚、医学及び医術の発達並びに公衆衛生の向上を図り、もって社会及び会員の福祉を増進することを目的とする。
代 表 者 名	会長 高 義雄
役 員 構 成	理 事 13名（内 会長1名、副会長2名） 監 事 2名 （平成25年5月25日現在）
会 員 又 は 構 成 団 体 等	芦屋市を区域とし、その区域内に病院・診療所・勤務所又は住所を有する医師でこの法人の目的及び事業に賛同したもので構成する。 会員総数167名 （平成25年4月1日現在）
活 動 内 容	（1）医道の振作昂揚に関する事業 （2）公衆衛生の啓発指導に関する事業 （3）医療の普及充実にに関する事業 （4）医学の振興に関する事業 （5）医師の補習教育に関する事業 （6）医事衛生の調査研究に関する事業 （7）医業経営の改善に関する事業 （8）医師会相互の連絡並びに調整に関する事業 （9）社会保険医療制度の改善に関する事業 （10）介護保険の普及推進に関する事業 （11）災害救護に関する事業 （12）会員の福祉の増進及び相互扶助に関する業務 （13）その他この法人の目的を達成するため必要な事業
備 考	平成23年10月 社団法人から一般社団法人に移行

芦屋市立休日応急診療所の管理運営に関する事業計画書
(平成26年度から平成30年度まで同様)

一般社団法人芦屋市医師会

1 運営方針

一般社団法人芦屋市医師会は、芦屋市民の生命と健康を守るために、指定管理者として安定した管理運営を行うことにより、誰もが安心して利用できる休日応急診療所として地域医療に貢献します。

2 診療日及び診療時間

日曜・祝日及び年末年始（12月29日～1月3日） 午前9時～午後5時

3 職員配置

(1) 休日応急診療所出務者

- ・日曜・祝日及び12月29日

医師1名，薬剤師1名，看護師1名，事務員1名

- ・年末年始（12月30日～1月3日）

医師2名，薬剤師3名，看護師2名，事務員1名

(2) 休日応急診療所管理者

管理医師1名，管理事務員2名

4 事業

(1) 休日応急診療業務

(2) 休日応急診療所の運営スタッフの確保

- ・出務医師

診療日の出務医師を1年前より計画し，確実に出務医師を確保する。

- ・薬剤師及び事務員

芦屋市薬剤師会の協力により，薬剤師及び事務員を確保する。

- ・看護師

看護師紹介所による看護師のローテーションにより確保する。

(3) レセプト請求等の会計処理

- ・レセプトコンピュータにより，正確な診療報酬請求を行う。

- ・レセプトコンピュータの更なる活用により，会計の待ち時間を短縮する。
- (4) 薬剤の管理
- ・日々薬剤の在庫状況を把握し，適切な発注により品不足・過剰在庫を防ぐ。
 - ・年度毎に薬品を見直し，消費量の少ない薬剤の処方中止や代替品を検討する。
- (5) 個人情報の保護
- ・カルテ・レセプト等は厳重に管理し，5年経過後に焼却廃棄する。
 - ・レセプトコンピュータのデータ管理を徹底する。
 - ・外部からの施設への侵入を防ぐため，警備会社との契約を続行する。
- (6) 市民への医療相談
- ・診療スタッフによる電話医療相談の受付

以 上

芦屋市立休日応急診療所収支見込

1 平成26年度

(開設予定日数) 日曜・祝日66日 年末年始6日

(1) 収 入	指定管理料	24,307,678円
(2) 支 出		24,307,678円
	内 訳	
	人件費	19,526,734円
	需用費	745,200円
	通信費	58,320円
	診療所管理費	3,977,424円

2 平成27年度

(開設予定日数) 日曜・祝日66日 年末年始6日

(1) 収 入	指定管理料	24,532,749円
(2) 支 出		24,532,749円
	内 訳	
	人件費	19,707,537円
	需用費	752,100円
	通信費	58,860円
	診療所管理費	4,014,252円

3 平成28年度及び平成29年度

(開設予定日数) 日曜・祝日65日 年末年始6日

(1) 収入	指定管理料	24,558,336円
(2) 支出		24,558,336円
	内 訳	
	人件費	19,688,856円
	需用費	759,000円
	通信費	59,400円
	診療所管理費	4,051,080円

4 平成30年度

(開設予定日数) 日曜・祝日66日 年末年始6日

(1) 収入	指定管理料	24,757,821円
(2) 支出		24,757,821円
	内 訳	
	人件費	19,888,341円
	需用費	759,000円
	通信費	59,400円
	診療所管理費	4,051,080円